

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」という。）が実施する介護保険サービスの提供により発生した事故を把握するとともに、事業者による事故の速やかな対応と事故防止への取組みを支援・促進することにより、介護サービスの質の向上と安心して利用できるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として定める。

2 報告の根拠

介護保険法に基づく次の条例等による、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の、介護保険事業者から横須賀市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 28 号）
- (2) 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 29 号）
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 32 号）
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 34 号）
- (5) 介護老人保健施設の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 35 号）
- (6) 指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 37 号）
- (7) 指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 30 号）
- (8) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 31 号）
- (9) 指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 33 号）
- (10) 介護医療院の人員等に関する基準を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 73 号）
- (11) 介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準（平成 27 年 10 月 1 日制定）

3 対 象

各事業者が行う介護保険適用サービス及び横須賀市独自の介護サービス（特別給付）とする。

4 報告の範囲

各事業者は次の（1）から（4）の場合は、市に報告を行うこととする。

（1） サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡に至った事故

- ① 「サービス提供による」とは、送迎・通院等も含む。
- ② ケガの程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものを原則とする。
- ③ 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるケガであっても、②に該当する場合は報告すること）。
- ④ 利用者が、事故発生からある程度の期間を経て死亡した場合であっても、事故との因果関係があると思われる場合は、速やかに報告すること。
- ⑤ 利用者が死亡したことにより事業所の対応に変化が生じた場合は、速やかに報告書を再提出すること。

（2） 食中毒及び感染症、結核

食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したものと認められる場合は報告すること。

なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、それに従うこと。
※上記の疑いがある場合は、速やかに医療機関等に受診させること。そして、発生が確認された場合は、診断医と連携して保健所へ期限内に届出が行えるように協力するとともに、感染の拡大を防止するような対策を講じること。

（3） 職員（従業員）の法令違反、不祥事等

利用者の処遇に影響があるものは報告すること。

（例：利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失等）

（4） その他

① 誤薬、与薬もれ等

利用者に医師の処方内容と違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合は、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに市へ報告すること。

② 離設・行方不明

速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに外部への協

力を求めたときは報告すること。

- ③ 事業者と利用者又は利用者の家族等との間で、苦情やトラブルが発生する可能性がある場合。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、保険者が特に報告が必要と認めた場合。

5 報告方法

- (1) 事故後、原則として横須賀市 e-kanagawa 電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）を用いて報告すること。
- (2) やむを得ない理由により、電子申請システムを利用できない事業者にあっては、介護保険課の指示する方法により、報告すること。

6. 報告の内容

- (1) 事故状況
- (2) 事業所の概要
- (3) 対象者（利用者）
- (4) 事故の概要
- (5) 事故発生時の対応
- (6) 事故発生後の状況
- (7) 事故の原因分析
- (8) 再発防止策
- (9) その他 特記すべき事項

7. 報告の手順及び報告時期

- (1) 事故後、原則として1週間以内に電子申請システムを用いて報告する（本報告）。
- (2) 報告の内容は前号のとおりだが、1週間以内にすべての項目について報告が難しい場合には第一報として原則として1週間以内に6. 報告の内容の(1)から(6)まで及び(9)を電子申請システムで報告する。その後事故処理が概ね完了したときは、速やかに(1)から(9)までを改めて電子申請システムで報告（本報告）する。
- (3) 各事業者は、保険者、利用者（家族を含む。）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付すること。

注) 次の場合は、事故後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りがついてから、電子

申請システムを用いて事故報告を提出すること。

- ・死亡事故
 - ・感染症の発生
 - ・職員の不祥事
 - ・その他の重大事故（警察等外部機関が関与し、事件化したものなど）
- なお、「速やかに」の期限とは、最大限、努力した可能な範囲とする。

8. 利用者又は家族等（以下、「利用者等」という）への説明

各事業所は、事故発生後、速やかに家族等に連絡するとともに、次の内容を利用者等に説明するものとする。

- （1）この要領を事故の発生を横須賀市に報告すること。
- （2）横須賀市へ報告した事故の内容について個人情報以外の部分を事故の事例として関係機関に報告される場合があること。
- （3）横須賀市に対して、報告された事故について情報開示請求がなされた際に、個人情報以外の内容が開示される場合があること。

9. 報告方法

電子申請システムで入力する

10. 報告先

横須賀市 e-kanagawa 電子申請システム

手続き名：「介護保険事業者事故報告」

なお、各事業者は、利用者が横須賀市以外の被保険者の場合には、当該市町村にも併せて報告する。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームでの発生事故（介護サービスの提供中に発生した事故を除く）については、指導監査課に報告する。

11. 報告に対する横須賀市の対応

事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じて、事業者への調査及び指導、また利用者等に対して事実確認等を行うものとする。

附則

この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 9 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。